

亀山市子ども・子育て支援事業計画に関する実績等報告書(令和5年度)

(子ども未来部 子ども政策課)

■計画の基本情報

計画期間	R 2 ～ R 6 年度
位置付け	本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として策定するもので、第2次亀山市総合計画を上位計画とし、他の関連する分野別計画との整合性を図ります。また、本計画は、子どもの貧困対策推進法第9条に基づく市町村子どもの貧困対策計画の内容を併せ持つものです。
目的・概要	子ども・子育て支援法は幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくためにつくられた制度であり、必要とする全ての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指すもので、本計画に基づき、具体的な推進を図ります。
計画の骨格	【基本理念】 「子どもの笑顔が輝く 子育て交流のまち かめやま」
	基本目標 1. 幼児教育・保育環境が充たされるまち (1) 幼児教育・保育に関する受入機能の強化 ①就学前教育・保育施設の再編と整備 ②就学前教育・保育施設の運営体制の強化 (2) 亀山らしさを活かした魅力的な幼児教育・保育の実践 ①質の高い教育・保育の提供 ②魅力ある教育・保育の充実 ③保育士・教職員への支援体制の強化 (3) 多様な保育サービスの提供 ①特別支援教育・障がい児保育体制の強化 ②きめ細やかな保育サービスの提供 ③多様な子育て援助機能の充実
	基本目標 2. 多様な主体に支えられ、子育てがつながるまち (1) 切れ目のない細やかな子ども支援の推進 ①配慮を要する子どもとその保護者への支援 ②障がいのある子どもの自立とその保護者・家庭への支援 (2) 主体的な子育ての促進と子育て世帯のつながりづくり ①子育て世帯の子育て力の強化支援 ②子育て世帯の交流促進 ③子育て世帯の孤立の未然防止の取り組み (3) 多様な主体が支える子育て支援の充実 ①子育て支援のすそ野の拡大 ②子どもの健全育成活動の充実
	基本目標 3. 子どもを明るい未来へつなげるまち (1) 要保護児童へのきめ細かい取り組みの充実 ①児童虐待防止の取り組み ②子どもの人権を守る意識の醸成 ③外国人家庭の子育て支援 (2) 自立に向けた支援体制の充実と確保 ①多様化・複合化した課題に対応できる相談体制の充実 ②就学・進学に関する相談体制の充実 ③家庭の孤立を防ぐ包括的な支援のネットワークづくり (3) 自立した生活基盤づくりへの支援 ①生活支援の充実 ②就労に関する支援の充実 ③食から支える子ども食堂の充実 ④各種支援制度の周知強化と利用促進
	基本目標 4. 子育ての希望がかなうまち (1) 妊娠期から始まる切れ目のない子育て支援体制の充実 ①子育て世代包括支援センターを核とした親子に対する健康支援の充実 ②安心して子育てのできる意識と環境づくり ③出産の希望を支える支援 (2) 子どもの居場所づくりの推進と子育てと仕事の両立支援 ①親の就労を支える保育サービスの提供 ②放課後を豊かに過ごす居場所づくり ③ワーク・ライフ・バランスの推進

■成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R5)	目標値
1	別紙子ども・子育て支援事業計画に関する主な数値の状況のとおり				
2					
3					
4					
5					

■計画の実績等

取組実績	低年齢児の待機児童の解消と、就学前教育・保育機能の充実を図るため、認定こども園を整備する社会福祉法人等に対し、財政支援を行う民間保育所整備事業を令和6年度に行うこととし、待機児童館も活用しながら、保育の必要な未就学児童への適切な保育の提供等に努めた。さらに、安心して子育てができる環境整備を図るため、預かり事業の充実を図った。 また、こども家庭センターの設置に向けた取組を行い、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない伴走型相談支援及び経済支援を行うとともに、妊娠8か月相談を始め、妊娠期・出産についての不安の軽減や安心に繋げることが出来た。
成果	待機児童の解消と就学前教育・保育機能の充実を図るため、認定こども園を整備する民間保育所事業を開始するための準備を進めた。また、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない支援の体制を整備し、配慮を必要とする児童への支援の取組として、みえ発達障がい支援システムアドバイザー（保健師）1名を配置し、発達支援に関する専門性の向上に努めるとともに、保育士1名を三重県立子ども心身医療センターに派遣し、アドバイザーの育成に努めた。CLM（チェック・リスト・in三重）方式を活用した保育士対象の研修や、特性のある子どもを持つ保護者対象の研修等を実施し、人材育成や保護者支援に努めた。また、子どもの貧困については、経済的・文化的な貧困に直面する子どもを含む世帯を支援につなげる「つながるシート」を、全庁・関係機関に展開し、包括的な支援体制づくりを進めた。
総合計画推進への寄与度	仕事と子育ての両立を支える環境の充実を図るため、待機児童解消に向けた未就学児の保育機能の充実や預かり事業の充実を図ることで、保護者が安心して働ける環境整備を進めることができた。

反省点・課題	待機児童が発生している低年齢児の保育ニーズに対するスピード感のある施設再編への取組が必要となっている一方で、今後は、子どもの人口動向について随時注視しながら、その動向に沿った施設再編が必要である。
--------	---

今後の方向性	今後の保育ニーズを精査しながら、第3期子ども・子育て支援事業計画の策定を進め、今後の方向性について検討する。また、切れ目のない支援体制のさらなる充実、連携強化を図り、課題を抱える子育て世帯への支援の強化を目指す。
--------	---

別紙 子ども・子育て支援事業計画に関する主な数値の状況

項目		単位等	令和5年度実績
教育保育事業※		1号認定提供数(人)	484(市内) 27(広域)
		2号認定提供数(人)	712(市内) 22(広域)
		3号認定提供数(人)	463(市内) 21(広域)
地域子育て支援拠点事業		実施箇所数(箇所)	5
		平均利用児童数(人／月)	1,817
妊婦健康診査		延べ提供人数(人)	4,156
産婦健康診査		延べ提供人数(人)	575
乳児家庭全戸訪問事業		提供数(件)	296
養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童の支援に資する事業		延べ提供数(件)	61
子育て短期支援事業		委託施設数(箇所)	8
		延べ利用児童数(人)	18
子育て援助活動支援事業		延べ利用数(人)	1,354
一時預かり事業	幼稚園型	実施箇所数(箇所)	3
		延べ利用児童数(人)	9,507
	保育所等	実施箇所数(箇所)	3
		延べ利用児童数(人)	828
延長保育事業		実施箇所数(箇所)	6
		登録児童数(人)	82
病児・病後児保育事業		実施箇所数(箇所)	0
		利用児童数(人)	0
放課後児童健全育成事業		実施支援の単位数(箇所)	25
		利用児童数(人)	773

※子育てのための施設等利用給付施設認定者も含む。